

令和元年7月23日

## ▼タイトル 市民税・県民税（個人住民税）の課税誤りについて

## ▼概要

## 1. 概要

令和元年度市県民税の課税事務に際し、確定申告が提出されている平成30年分所得における株式の配当所得のうち、分離課税により所得申告されている場合において、分離課税の配当所得を誤って総合課税の配当所得に影響する項目にも重複して入力作業を行いました。

このため、総所得金額が増加することとなり、一部の納税義務者において、市県民税の課税に誤りが生じ、また総所得金額に基づき算定する国民健康保険税、後期高齢者医療保険料ならびに介護保険料にも影響が生じることとなりました。

## 《対象者等の内訳》

- ① 総所得金額誤りとなった対象者数  
対象者数 11人
- ② ①のうち、市県民税が更正となる対象者数および税額  
対象者数 7人 税額 ▲126千円
- ③ ①のうち、その他の市税等に影響する対象者数および影響額  
対象者数 4人 影響額 ▲216千円  
※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

## 2. 判明した理由

市民からの通報により、確定申告による所得金額と市から示される所得金額が異なっていることの指摘を受け、税務課で再調査した結果により判明しました。

## 3. 原因

この誤りは、市県民税の課税対象となる配当所得の入力作業について、業務システムの操作方法を十分に理解しないまま、事務処理を行ったことより発生したものです。

## 4. 判明後の点検について

本年度を含め5年間の市県民税の課税資料を調査したところ、過年度においては、同様の課税誤りはありませんでした。

## 5. 判明後の対象者への対応

判明後、直ちに市内対象者へ訪問もしくは電話にて総所得金額に誤りがあったことについて、謝罪・説明を行い、市県民税のほか、その他の市税および保険料に変更が生じる場合については、各対象者に説明を行いました。

## 6. 再発防止対策について

統一した認識により課税処理が行えるよう事務処理マニュアルへの追記、事務引継ぎの徹底を行い、十分に事務内容を理解したうえで課税事務を進めるとともに、複数体制での確認事務を行うことを徹底し、再発防止に努めます。

また、事務処理に誤り、漏れがないように上司による各担当者へ注意喚起することを常に心がけます。

---

### ▼問い合わせ先

- 所 属：総務部税務課
- 担 当：藤原
- 電話 番号：0740（25）8116
- ファックス：0740（25）8103